

京都府立南山城支援学校スクールバス運行業務仕様書

1 本業務の目的

障害の程度が多様な児童生徒の通学等を保証するため、府所有のスクールバスの維持管理及び運行の安全確保を図ることを目的とする。

2 委託期間

令和7(2025)年8月1日から令和10(2028)年7月31日まで

3 運行内容

(1) 次の事項については、別紙①～③のとおり

- ア 使用車両仕様書(別紙①)5台
(府所有大型バス2台、中型バス2台、借用マイクロバス1台)
- イ 運行予定経路図(別紙②)5コース
- ウ 運行予定時間(別紙③)5コース
- エ 年間行事予定(別紙④)

なお、別紙②運行予定経路、別紙③運行予定時間及び別紙④年間行事予定については、児童生徒の異動、その他の理由により年度途中及び委託期間中に変更することがある。また、令和8年度以降の年間行事計画については未定であるが、おおよそ令和7年度に準じた内容となる予定である。

(2) 運行予定日数

令和7年度 125.5日(8月～3月)

令和8年度 192.5日

令和9年度 192.5日

令和10年度 70.5日(4月～7月)

予定日数は、授業日と試走の合計日数であり、次のとおりとする。

ア 授業日の登下校における児童生徒等の送迎(登下校運行)

授業日は、原則として、休業日(土・日曜日、休日、学期始・夏季・冬季・学年末休業日)、臨時休業日を除いた日とする。ただし、休業日、臨時休業日に臨時の登下校運行を実施した場合は、予定日数に含める。

また、運行予定日数は変更することがあるが、原則としてこの変更に伴う変更契約は締結しないものとする。

イ 登下校運行以外の時間帯における児童生徒等の送迎(中間運行)

校外の諸施設で実施する学校行事等に参加する児童生徒及び引率教職員を送迎することをいう。

(ア) 交流及び共同学習(通学区域内施設等への半日程度の送迎で1年間で

21 台程度、3 年間合計で 63 台程度。年によって多少の増減を含める)

(イ) 校外学習等（通学区域内外施設等への 1 日程度の送迎で 1 年間で 15 台程度、3 年間合計で 45 台程度。年によって多少の増減を含める）

ウ 契約当初に行う授業日開始前の試走（各年度 0.5 日）

(3) その他必要な送迎（スポーツ交流会等）については、別途協議する。

4 業務内容

- (1) 別途指示する運行ダイヤに基づく児童生徒等の送迎に伴う運行業務
なお、運行する車両には児童生徒の介助を行うための職員 2 名を委託者が配置するので、運行の際には連携・協力すること。
- (2) 受託者は、運行責任者を 1 名選任し、委託者にその氏名及び運転手全員の名簿を届け出なければならない。また、運行責任者は、バス内の状況及び運行状況等を把握し、委託者の求めに応じて報告しなければならない。
- (3) 運行車両の法定点検、日常点検等十分な車両の点検整備を実施し、点検整備記録簿を備えること。
- (4) 運行中に発生した事故等については、直ちに委託者に連絡するとともに、事故に係る一切の処理を行うこと。
- (5) 運行に使用した車両が事故及び故障その他の理由により運行を中断したときは、その連絡後 1 時間以内に代替車両による運行を再開するなどの適切な措置を講じ、児童生徒等の送迎業務を継続させること。
- (6) 運行に当たっては、委託者と事前に綿密な打ち合わせを行うとともに、運行期間中、常時緊密な連携を保持すること。
- (7) 受託者は、運行前に運転者の健康管理状況を確認すること。
また、学校が用意するアルコール検知器を用いて、運転前後の運転者の酒気帯びの有無を確認し、1 年間記録に残すこと。

5 運転者の要件

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 大型自動車免許又は大型自動車第二種免許を有する者。
- (2) 旅客自動車運送事業に係る事業用自動車(ただし、バスに限る。)又は、特別支援学校等のスクールバスの運転経験を有する者が望ましい。
- (3) 運転履歴に見合った受託者が主催する安全運転教育を受けている者
- (4) 良好な健康状態を健康診断等で証明できる者
- (5) 65 歳以上である場合は、旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 2 項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断(適齢診断)などの結果が良好である者
- (6) 原則として、委託期間を通じて運転することが可能な者
- (7) 児童生徒の障害に対する理解を深めるため、委託者が実施する研修等に

参加できる者

6 委託契約に含まれる経費等

(1) 府所有スクールバスに係る経費

ア 車両運行、日常の整備等に係る一切の経費

(ア) 車両清掃用品及びその他消耗品(スクールバス車内で児童生徒等が使用する消耗品を除く)

(イ) 燃料及び油脂類(エンジンオイル等)

(ウ) 運行に伴い発生する不調、故障等に要する修理経費。ただし、車両の老朽化や受託者の過失以外による修理経費については委託者と受託者で別途協議するものとする。

(エ) タイヤ、チューブ、チェーンの保守点検及び修理

(オ) 事故、故障等による代替車両に係る経費

イ 車両の法定点検に係る経費

(ア) 道路運送車両法に定める点検・整備及びそれらの記録に係る経費(12ヶ月点検を除く)

(イ) 点検の結果発生した整備経費。ただし、車両の老朽化による修理経費については、委託者と受託者で別途協議するものとする。

ウ 事故等に係る経費

(ア) 対人、対物、旅客及び車両等に対する任意保険料

(イ) 運行中に生じた事故(自損事故を含む)に伴う車両の原状回復に要する経費

(ウ) 事故の処理、交渉等及び補償に係る一切の経費

(エ) 事故防止対策に係る経費

(2) マイクロバスに係る経費

ア 修理費用、消耗部品、燃料費等に係る経費

イ 対人、対物、旅客及び車両等に対する任意保険料

ウ 事故の処理及び防止対策、交渉等及び補償に係る一切の経費

7 委託者が負担する経費

(1) 車検に係る一切の経費

ア 自動車損害賠償責任保険、自動車重量税及び、車両登録印紙代

イ 車検に係る整備代、車検代行手数料

(2) 車両の老朽化に伴う修理に要する経費(タイヤの新規購入を含む)

(3) 児童生徒の介助に係る一切の経費

(4) 有料道路通行料

(5) 駐車場使用料

(6) 通信機器に係る一切の経費

- (7) 車体の改造、塗り替えに係る経費
- (8) 通行禁止道路の通行許可申請事務

8 臨時休校日の経費

天災等による臨時休校について、前日の午後5時までに受託者に連絡した場合は、当該日の委託料は支払わない。午後5時以降に連絡した場合は、半日分の委託料を受託者は請求することができる。なお、その場合の勤務時間については、交通安全教育等研修時間に充てるものとする。

9 その他

- (1) スクールバス及びマイクロバスの保管場所は、南山城支援学校内とする。
- (2) スクールバス及びマイクロバスの給油は、安全確保のため校内では行わないこと。
- (3) 受託者は、本業務を通じて得た児童生徒のプライバシーに関する情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 運行経路及び時間については、児童生徒の異動等により委託期間中に変更することがあるが、原則としてこの変更に伴う変更契約は締結しないものとする。

ただし、その変更に伴い、当初契約書に記載されたコースの1日当たり総走行距離の3分の1以上の延伸または短縮が生じた場合（以下、「総走行距離の変動」という）、契約日における燃料の市場価格及び前年度の燃費から算出される金額等をもとに変更契約を締結するものとする。

契約期間中に2回以上、総走行距離の変動が生じた場合、比較する距離は、直近の変更契約書に記載された総走行距離とする。

なお、コース数に増減が生じる場合はこの限りではない。

- (6) 休業日等に十分な試運行を実施し、これに係る経費は受託者負担とする。
- (7) 運転者の私有車は、学校敷地内には駐車せず、委託者において駐車場所を手配すること。